# 東部大阪都市計画道路の見直しについて(報告)

令和5年度第2回東大阪市都市計画審議会 令和5年8月29日(火)

## 見直しの背景

平成26年度の見直しから概ね10年が経過し、その間に上位計画である将来まちづくり計画の策定・改定や、交通量に関する新たな調査結果の公表が行われたため、都市計画道路の見直しを行います。

### 平成26年都市計画道路の見直し

<見直しの背景>

#### ①将来まちづくり計画の策定・改定

- ◇東大阪市総合交通戦略策定
- ◇本市第3次総合計画後期基本計画の策定
- ◇東部大阪都市計画区域マスタープランの改定
- ◇立地適正化計画の策定
- ◇本市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改定
- ◇大阪のまちづくりグランドデザインの策定
- ◇大阪における総合的な交通のあり方について

#### ②交通量調査に関する新たな調査結果の公表

◇平成27年度全国道路・街路交通情勢調査

#### ③建築制限に対する対応

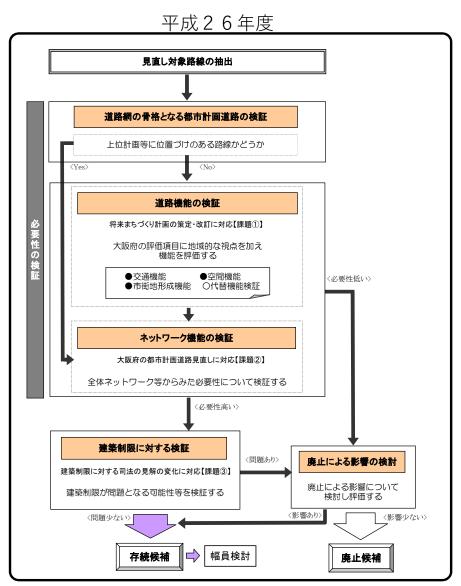
◇長期未着手による建築制限の課題

今回の都市計画道路の見直し

## 過去の見直しフロー

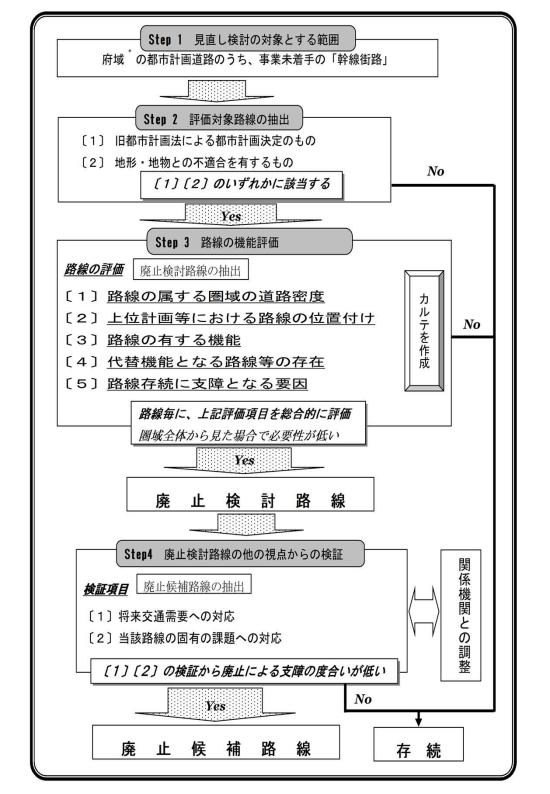
東大阪市では、決定より長期間を経過しても事業に着手していない路線が多かったことから、社会経済情勢の変化等を踏まえて、過去に2回下記フローにて見直しを行っています。

平成17年度 Step 1 見直し検討の対象とする範囲 府域の都市計画道路のうち、事業未着手の「幹線街路 Step 2 評価対象路線の抽出 [1] 旧都市計画法による都市計画決定のもの [2] 地形・地物との不適合を有するもの No [1][2]のいずれかに該当する Sten 3 路線の機能評価 路線の評価 廃止検討路線の抽出 [1] 路線の属する圏域の道路密度 カルテを作成 [2] 上位計画等における路線の位置付け No [3]路線の有する機能 [4] 代替機能となる路線等の存在 [5]路線存続に支障となる要因 路線毎に、上記評価項目を総合的に評価 圏域全体から見た場合で必要性が低い Yes 廃止検討路線 Step4 廃止検討路線の他の視点からの検証 関係機関との **検証項目** 廃止候補路線の抽出 [1] 将来交通需要への対応 [2] 当該路線の固有の課題への対応 調整 「17「27の検証から廃止による支障の度合いが低い No 廃止候補路線 存 続

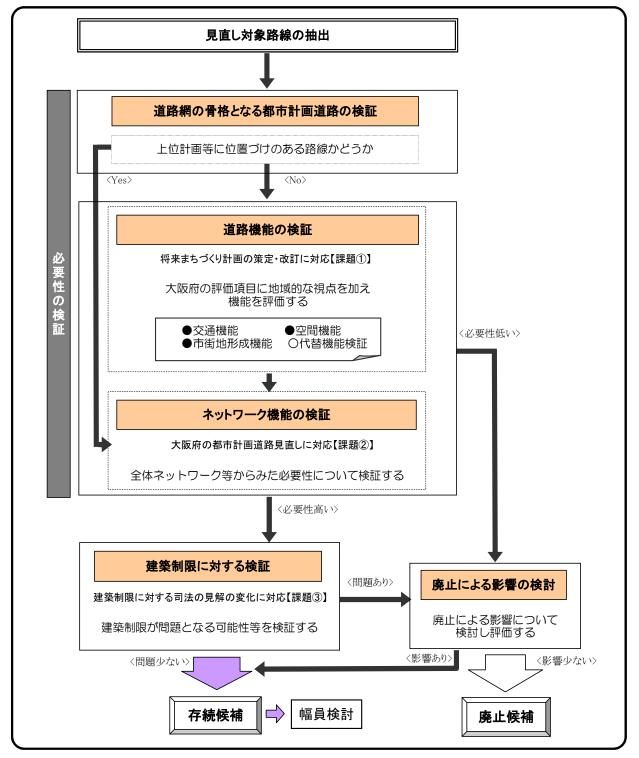


3

## 平成17年度



## 平成26年度



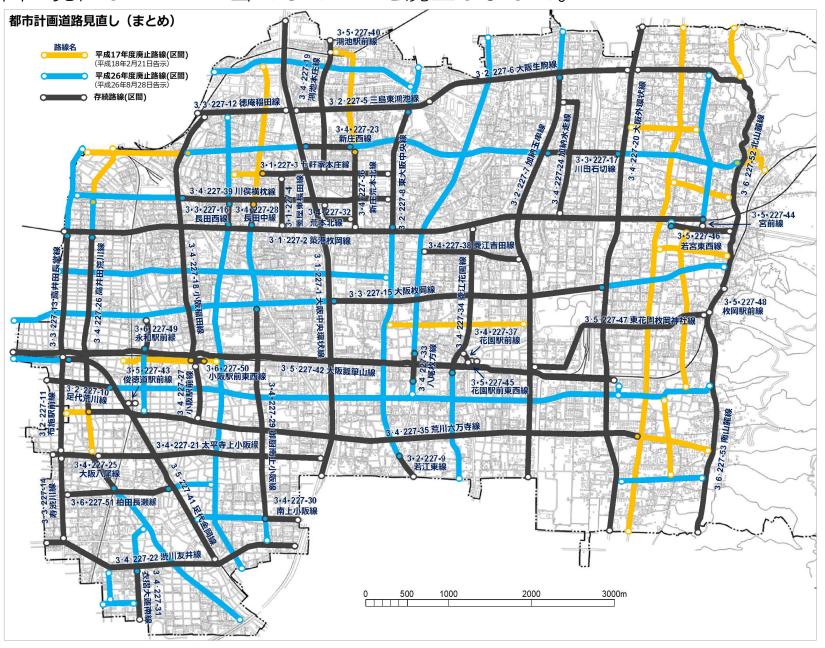
# 過去の見直し結果

2回の見直しで42%に当たる75.4kmを廃止しました。

路線数	延長(km)		- -		路線数	延長(km	1)			路線数	延長(km)
58	178.96		-		50	157.4	5			53	103.56
			. <u> </u>							<i>5</i>	
		平成	17年度の見直し				平成26年度の見直し				
	廃止/存続 の別		路線数	区間数	延長		廃止/存続 の別		区間数	延長	
		全線	8		▼14.47km	<b>-</b> 廃止	全線	7		▼9.79	9km
	廃止	一部	7	11	▼7.88km		一部	20(25)	27	▼43.87	7km
			43		補正 △0.84km			23(28)		補正 ▼0.23	3km
			1	合計	▼21.51km			1	合計	▼53.89	9km

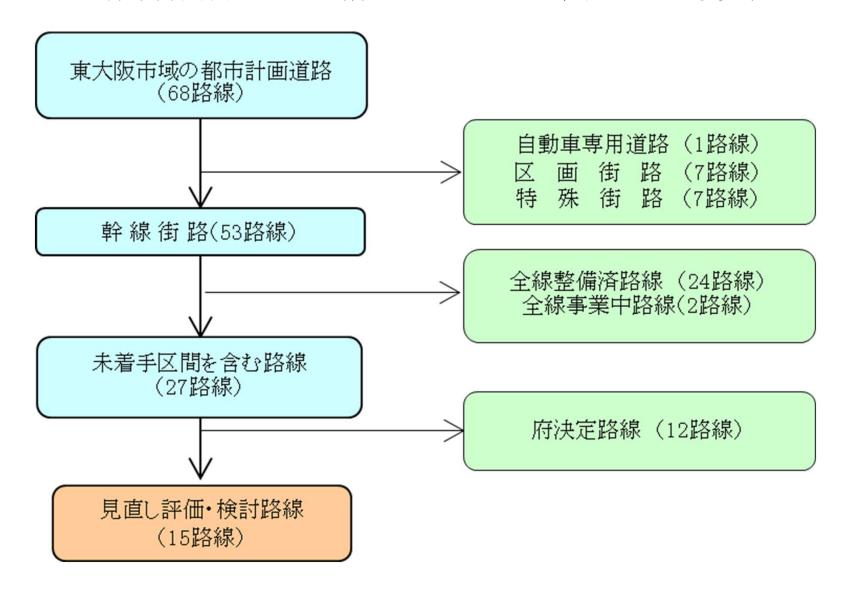
## 過去の見直し結果

2回の見直しで42%に当たる75.4kmを廃止しました。

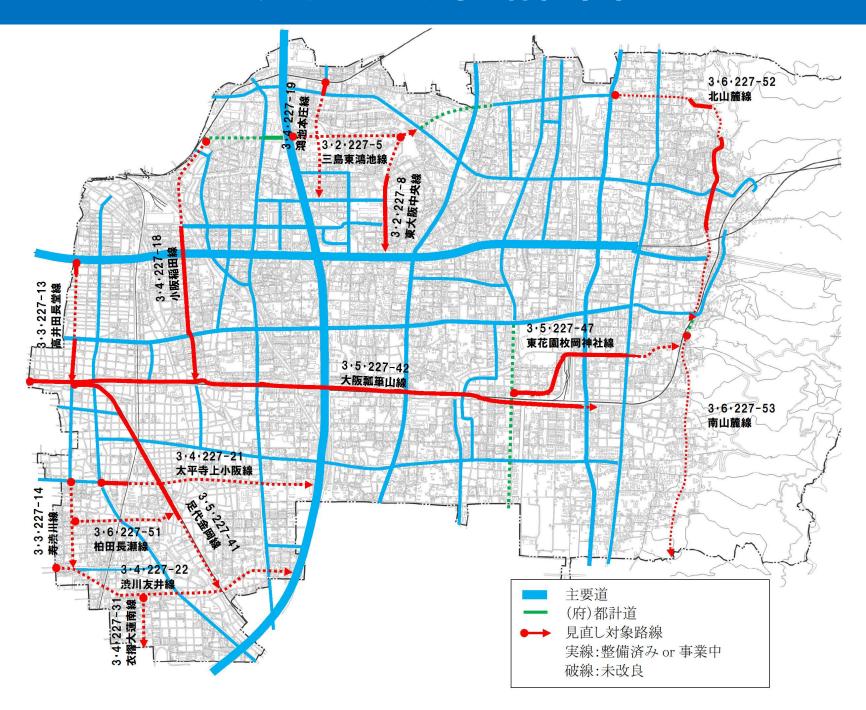


## 今回の見直し対象路線

見直しの対象路線は、本市決定路線のうち未着手区間を含む幹線街路とします。 自動車専用道路、区画街路、特殊街路等については、各々の特定の機能や目的を 果たすために都市計画決定された路線であることから、見直しの対象外とします。



# 見直し対象路線図



## 全体スケジュール(案)

今  $\overline{\mathbb{Q}}$ 都市計画道路見直し基本方針(案)の作成  $\bigcirc$ 令和6年2月頃 都市計画審議会(報告)  $\Box$ パブリックコメント 令和6年5月頃 都市計画審議会(諮問) 都市計画道路見直し方針の確定 地元説明会・公聴会  $\Box$ 各種都市計画手続き 令和7年2月頃 都市計画審議会(付議) 令和7年3月頃 都市計画決定